

決算審査特別委員会の審査から

委員会審査における主な質疑・討論内容について

議案第85号 平成18年度南相馬市一般会計歳入歳出決算認定について

考慮していく。

質問 南相馬市に住みたい・住み続けたい、住民が増えていくか・いかないかが決算の大きな視点であり、住民の流出をどう防いでいくのか。合併当初の七三、〇〇〇人から、現在七一、〇〇〇人であり、人口減少イコール経常経費が減らない限り、住民の負担が増え続ける構図にどうメスを入れるのか。

質問 合併の目的は行政経費の削減であり、南相馬市の未来像として合併協議での決まりごとがあった。初めての年間通常予算ということ、それぞれの分野でどのように取り組み、自己評価としてどう考えているか。

質問 諸事情により若干の変更等が余儀なくされたが、具体的に合併協議の意見を踏まえてまちづくりを進めている。合併理念である分権・分散型で、それぞれの地域の特性を生かしたまちづくりのステップを踏み出しており、一定の評価は得られると思っている。

質問 南相馬市の職員給与が県内比較で高い状況にある。また、行政改革方針に基づく経常経費の削減策と、超過勤務手当における業務量とのバランスについて、及び区長制度の在り方について伺う。

質問 合併によって一時的に高くなっているが、適正な金額と思っている。合併効果を生かした定員管理、人件費

等の費用を類似団体以上に削減していく。総体的に給料の5%以内で、業務量とのバランスを勘案しながら調整を図っていく。合併協議における10年間という目標はあるが、10年間手をつけたいということではなく、市民の意見に耳を傾けながら、最も良い方向を見出していく。地域協議会・区・本庁として、特別職の役割・成果を検証しつつ、特別職の区長を置かなくても十分対応できるという状況が早めにくれば見直しを検討していく。

賛成討論 合併初年度の本格的な予算に係る決算である。政治的・行政的な判断が随所にあり、想定外のことも発生し議員もある種の戸惑いがあった。職員も多く汗を流してきた結果でもあり、合併一年目の決算は概ね良とする判断があったように、執行部、議会、市民のそれぞれの情報の共有にもう少し配慮されるよう意見を付したい。

採決の結果 賛成少数で不認定。

賛成討論 合併初年度の本格的な予算に係る決算である。政治的・行政的な判断が随所にあり、想定外のことも発生し議員もある種の戸惑いがあった。職員も多く汗を流してきた結果でもあり、合併一年目の決算は概ね良とする判断があったように、執行部、議会、市民のそれぞれの情報の共有にもう少し配慮されるよう意見を付したい。

採決の結果 賛成少数で不認定。

決算審査特別委員会委員名簿

総務常任委員会	今村 裕 (市民クラブ)	小川 尚一 (改革21)	○小林 正幸 (高志会)
文教福祉常任委員会	宝玉 義則 (清心会)	土田美恵子 (公明党南相馬市議団)	小林 吉久 (政友会)
建設経済常任委員会	櫻井 勝延 (改革21)	渡部 寛一 (日本共産党議員団)	◎平田 武 (南相馬クラブ)

◎委員長

○副委員長

常任委員会の審査から

各委員会における、主な
質疑・討論について

総務常任委員会

**議案第110号 南相馬市基本構
想を定めることについて**

質問 将来像についてどこ
の市にも当てはまるような表
現になっていないのか。特
色のない事務を総合的に10年
間目標としていくのでは、戦
略目標が見えて来ないのでは
ないか。

答弁 基本構想は、市民の
福祉の向上のためにまずやら
なければならぬということ
を定めており、今回は市民懇
談会・アンケート等、あるいは
新市建設計画を基本としなが
ら作り上げたものである。共
につくる市民と行政の協働と、
産業の基盤、雇用の創出を基
本とした活力に満ちたまちづ
くりを目指す。さらに、市民が
求めている安心で潤いのある
南相馬という観点で将来像を
描きながらの基本構想である。

質問 弱者支援の内容で、

て、合併して僅かという中
で、並大抵でなかったと思う。
諸々の計画の中に明確な位置
づけをしてもらうよう意見を
付し賛成するとの意見。

採決の結果、賛成多数で原
案の通り可決。

**議案第112号 南相馬市国土利
用計画を定めることについて**

質問 小高区と鹿島区の駅
前地域と、原町区の西部地区
開発について伺う。

答弁 大型商業施設は、
国のまちづくり三法では、
一〇、〇〇〇㎡以上の店舗に
ついて、県の商業まちづくり
の推進に関する条例では、六、
〇〇〇㎡以上の店舗について
は、中心市街地でなければ建
てられないという法律に基づ
いて進めていく。大型店立地
法で規定される商業施設につ
いては、一、〇〇〇㎡以上で、
原町区・小高区・鹿島区の両
駅前地区の用途地域に誘導し
ていく考え方である。

質問 都市地域の将来像
に、土地利用の誘導を図ると
あるが、この意味について伺
う。

答弁 コンパクトシティと
いう考え方から、周辺には住
宅地は誘導しない。宅地化は、
拡散をさせていかなないとい
う考え方からの誘導である。

審査の結果原案の通り可決。
**議案第113号 南相馬市自治基
本条例制定について**

質問 16条の情報の提供に
ついてとあり、積極的に公開
するとしていることについて
伺う。

答弁 公文書を、所有権の
問題でなく管理している立場
からすれば、積極的に求めら
れなくても出すということが
提供であり、情報公開条例の
公開を含めたあらゆる情報を
積極的に公開し、請求されな
くともこちらで情報を提供す
るという趣意である。

質問 19条の住民投票に関
わる問題で、もともと住民に分
かり易く、市長あるいは議会
の権限で出来るという文言を
入れるべきではないか。

答弁 住民投票制度が自治
の実現にあたっての基本的な
制度であると位置づけしたも
ので、住民投票は個別事案ご
とにその都度投票の実施に係
る必要事項を定める投票条例
を制定、議会の議決を受けて
実施する。

討論 住民投票について
は、別に条例で定めるとなっ
ていて、原案で問題ないので、
原案に賛成し修正案に反対と
の意見。
市民の声を聞くのは住民投

票以外にない。それでは議会
の立場がないということにな
るかと思うが、市長提案を議
会が議決することによって、
それを行おうとする場合に
は、市民の声を率直に聞くこ
とを、市民が直接請求できる
ような状況が最もよいと思う
ので修正案に賛成、原案に反
対との意見。

採決の結果、原案の通り可
決。

**議案第121号 平成19年度南
相馬市一般会計補正予算につ
いて**

質問 職員給与費に係る補
正について一括審議とし、合
併先進地の島根県浜田市で
は、人件費削減を分かりやす
くするため、昇給を55歳で止
める施策をとっている。本市
としても検討に値するのでは
ないか。まず管理職から模範
を示す考えはないか。

答弁 新給料表を導入する
ことによって、現在の給料表
の額の方が高い。新給料表に
移行しても現給保障から、切
替前日に受けていた額に到達
するまで昇給しない。級の上
の方にいる方は昇給しないの
で、実質昇給停止になってい
ると同じである。

審査の結果、原案の通り可
決。